2018 年 9 月 26 日

お客さま各位

中京振込規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定の一部改正および中京振込規定のホームページへの掲示のお知らせ

当行では、2016 年 11 月より本支店の 24 時間 365 日即時振込を開始しておりますが、2018 年 10 月 9 日（火）15:00 以降の受付分より他行あて振込についても当行ＡＴＭおよびインターネットバンキングで 24 時間 365 日即時振込を開始することおよび法令や公序良俗に違反していると認められる場合などの金融犯罪対策の一層の強化のため、本年 10 月 9 日付で、標記の各規定を下記の通り一部改正いたします。なお、改正後の新規定は、改正前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承願います。また中京振込規定については一部改正と同時に当行のホームページに掲示いたします。

※ 一般の振込によるお取引が対象となります。総合振込、給与・賞与振込は対象外となります。
※ 受取人口座が当行当座預金の場合は平日 15:00 以降および銀行休業日の振込は翌営業日となります。
※ 振込先の金融機関や受取口座によっては、即時入金されない場合があります。

記

１． 中京振込規定の改正について

取扱時間の拡大に伴い、2018 年 10 月 9 日（火）から中京振込規定を以下のように改正いたします。

改正前	改正後
第 4 条　振込通知の発信 (1) 省略 (2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機（注）による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。	第 4 条　振込通知の発信 (1) 省略 (2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

(注)当行ＡＴＭのことをいいます。

２． 普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定の改正について

当行の預金口座が、法令や公序良俗に違反する行為に利用されていると認められる場合などには、振込金の受入れをお断りする場合がある旨を追加します(改正日 2018 年 10 月 9 日（火))。

改正前	改正後
第 3 条　振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。 (2)　省略	第 3 条　振込金の受入れ (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、預金口座の状態等で振込金を受入れしない場合があります。 (2) 省略

３．振込金のお受取りについて

お客さまがお振込みを受け取る場合も、原則、口座に即時入金となります。

平日の窓口営業時間終了後および銀行休業日の振込入金を希望されないお客さまはお取引店にお問い合わせください。

４．中京ホームページへの各種規定の掲示について

普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定は既に当行ホームページに掲示されているものを今回改正します。中京振込規定については今回の改正と同時に当行ホームページへ掲示いたします。

なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上